

道路の通行規制の提出書類について

(令和7年4月改訂版)

1. 提出期限

全面通行止め、車両通行止め…**規制開始日の15日前まで**（閉庁日を除く）

上記以外の片側交互通行等……**規制開始日の10日前まで**（閉庁日を除く）

通行規制の内容を事前に警察署、消防署等関係機関へ通知が必要ですので**期限厳守**をお願いします。

2. 提出書類

依 頼 文	様式のページからダウンロードしてください。
通 知 文	出雲県土 HP トップ⇒施設の管理について⇒出雲市内の「道路」の管理に関して ⇒道路の通行規制について
位 置 図	縮尺5万分の1程度 規制箇所を表示してください。
詳 細 位 置 図	縮尺5千分の1程度（住宅地図程度 ただし個人宅名は記載しない） 主要な施設・建物等を具体的にあげて 規制範囲（規制長）及び工事延長を記入してください。
保安施設配置図 （平面図・横断図）	平面図に規制延長や看板・バリケード・交通誘導員などの配置を表示してください。 （現地で配置する位置に表示） 番号で表示する場合は保安施設一覧表等を添付してください。 工事内容・発注者・施工業者が分かる看板を必ず設置してください。 車道や歩道の幅員（全幅員）及び規制する幅（規制幅員）や通行可能な幅を必ず表示してください。
工 程 表	「〇月〇日から〇月〇日まで 内〇日間」と表記する場合は、できる限り予定日及び予備日 を示してください。 （通行止めの場合は必ず）
迂 回 路 図	全面通行止め、車両通行止めで迂回路が必要な場合に添付してください。 迂回路線名を記入してください。 迂回路が通行可能かどうか事前に確認してください。
保 安 記 録 簿	発注者が道路管理者の場合は添付してください。

- ・路線名、規制箇所、規制の種類が複数ある場合は、一覧表を添付してください。
- ・その他必要に応じて現地写真などを添付してください。
- ・協議によっては修正、または訂正していただくことがあります。
- ・書類はクリップ等で**仮留めしてください。**

3. 提出部数

	依頼文	通知文	添付書類	（迂回路図）
全面・車両通行止め	1 枚	1 枚	※ 8 部	※ 8 部
上記以外（片側交互通行等）	1 枚	1 枚	※ 6 部	

※は基本部数です。**部数が増える場合があります。**管理第二課にお問合せください。

・バス路線がある場合

・規制箇所が出雲市役所の複数の行政センターまたは複数の消防署の管轄に跨る場合

一畑バス(株)、(有)スサノオ観光、中国 JR バス(株)島根支店、出雲一畑交通(株)、
松江一畑交通(株)、(有)谷本ハイヤー、飯南町営バス、(有)出雲観光タクシー
平田生活バス(2部)、佐田スクールバス、多伎循環バス、
出雲市役所本所、各行政センター（平田・大社・佐田・湖陵・多伎・斐川）
出雲消防署、出雲西消防署、平田消防署、大社消防署、斐川消防署、佐田分署、多伎分署

【注意】歩道規制について

- ・通行幅員が1.0m以上あり、歩行者・自転車の通行に支障がない場合は関係機関に通知はしません。
但し、仮歩道を車道または民地側に設置する場合や反対側に迂回させる場合は通知が必要になります。
それ以外に交通量の多い歩道、夜間工事等は通知が必要な場合がありますので、管理第二課に
お問合せください。
- ・工事中は看板を配置し安全対策をおこない、交通誘導員で安全に誘導してください。
- ・規制延長が10m以上になる場合は歩行のすれ違いを想定し、通行幅員を1.2m以上確保してください。
また、車椅子等身体が不自由な方は必ず交通誘導員が誘導してください。

4. 規制時間、期間

旧国道9号（斐川町併川～高松町）については別紙に記載してあります

①規制期間

国道…9：00～16：30

県道…8：30～17：00

- ・上記を基本として通勤時間帯を外し、夜間は解放してください。工事内容によって夜間工事をする場合は管理第二課にお問合せください。

②規制期間

通行規制の期間は必要最小限の期間を設定してください

- ・実際の規制期間が1～3日間の場合、予備日を含めて10日程度で設定してください。

③年末年始・ゴールデンウィーク・お盆期間中は、原則通行規制は行わないでください。

- ・道路管理者が決定する道路工事抑制期間の日程は、休日・祝日等を考慮し決定しているため、毎年度変更になります。規制期間が道路工事抑制期間に重なる場合は管理第二課に日程をお問合せください。

5. 規制期間又は規制内容等に変更が生じた場合

- ・事前に変更届けを提出してください。（提出期限・部数は同じです）
変更様式を様式のページからダウンロードしてください。
- ・添付書類については位置図と変更内容が分かる書類を提出してください。
規制期間の場合は期間変更が分かる工程表、規制の延長・形態などの変更の場合は変更箇所が分かる図面を添付してください。

6. 規制解除報告

- ・全面通行止め、車両通行止めはホームページの更新を行いますので、規制を解放した時または片側交互通行にされた時には管理第二課まで**必ず連絡ください**。

《規制期間より早く解放した場合》

出雲県土管理第二課、警察署、消防署、市役所（道路担当）、バス会社に連絡してください。

◇出雲警察署（本署 交通課）

◇出雲消防署（本部のみ）本部から分署に連絡してもらいます。

◇市役所 道路担当（本所は道路河川維持課、その他は各行政センター）

7. 確認事項（現場の対応について）

- 保安施設等は「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき設置すること。
- 現場に至る道路主要箇所に通行規制看板を設置すること。
- 工事区間前後（場合によっては区間中）工事の看板等を設置すること。
看板に「水道工事」、「電気工事」等の名称を分かりやすく記載すること
- 夜間における危険防止のため、**赤色灯、バリケード、チューブライト**等を設置すること。
- 現場の交通状況によっては、交通誘導員を置くなど危険防止に万全を期すこと。
- 全面通行止、車両通行止の場合は関係者及び関係機関と協議すること**。
《周辺住民の方、バス会社、各関係機関（警察署、消防署、出雲市）》
- 迂回路が必要となる場合は、主要分岐点に案内看板を設置し迂回路を案内すること。
また、当事務所が通行規制書類を受理後、すみやかに予告看板を設置すること。
- 通行規制期間（時間）中において、諸般の事情により規制が不要となり、一時的に規制を解除する時は、規制表示看板に「解除中」の旨を判りやすく表示すること。
- 規制看板を設置の際は、通行人、自転車、自動車の通行の妨げにならないように設置すること。
- 規制箇所の維持管理、清掃に努めること。

8. イベント（お祭り・マラソン大会等）の規制について

- ・依頼文・通知文はイベント用で申請してください。
- ・関係者及び関係機関と協議すること。
《周辺住民の方、バス会社、各関係機関（警察署、消防署、出雲市）》
- ・イベント内容の分かるパンフレット・チラシ等があれば添付してください。

旧国道 9 号（斐川町併川～高松町）について

一般国道 184 号（神立交差点～渡橋中央交差点）

主要地方道出雲大社線（渡橋中央交差点～神立橋北交差点）

①規制時間について

車道部規制（夜間規制 21 時 00 分から翌 6 時 00 分まで）

※車道部について基本、昼間規制は出来ません。

路肩規制、歩道規制（昼間規制 9 時 00 分から 16 時 30 まで）

- ・路肩規制、歩道規制については昼間規制が可能です。

②確認事項（現場の対応について）

- 警察署に事前協議してください。
- 車道部で規制する場合、規制車（表示板）を設置すること。
- 看板について
 - ・工事看板を現場より前後 300m の範囲で設置し注意喚起すること。
 - ・夜間における危険防止のため反射用を使用すること。
- 交通誘導員について
 - ・車道部で規制する場合、徐行を促すために徐行員配置をすること。
 - ・店舗の出入り口は必要に応じて交通誘導員を増員すること。
 - ・交差点部で信号機滅灯時には必要に応じて交通誘導員を増員すること。

【連絡・お問合せ先】 島根県出雲県土整備事務所 維持管理部

管理第二課 通行規制担当

TEL 0853-30-5695

FAX 0853-21-9090